

千代田区社会福祉協議会 ふれあいサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区社会福祉協議会が実施するふれあいサロン及びその活動並びに当該活動を行う団体について必要な事項を定めることにより、区内の地域福祉活動を支援し、推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、ふれあいサロン活動（以下「サロン活動」という。）とは、次の各号に定めるすべての要件を満たすものをいう。

- (1) 地域のつながりをつくることを目的とし、高齢者・障がい者・子育て中の親等の居場所をつくり、身近な場所で交流や仲間づくり、健康増進、情報交換などを行うもの。
- (2) 活動は原則として、月1回以上定期的に開催する。
- (3) 活動の過程において、参加者名簿に基づく安否確認の他、参加者の異変・困りごとの発見や見守りを行い、必要に応じて関係機関への情報提供を行うこと。
- (4) 参加者が企画運営に携われるなど、ニーズに沿った取り組みを行うもの。
- (5) 運営上の制約がある場合を除き、継続して参加者を募集するもの。

(団体登録及び対象)

第3条 ふれあいサロン活動団体(以下「活動団体」という。)としてサロン活動を行う場合は、千代田区社会福祉協議会（以下「本会」という。）に団体登録するものとする。

2 活動団体として登録できる団体は、次の各号に定めるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 構成員が3名以上で、区内においてサロン活動を行っている、又は行おうとしている団体であること。
- (2) 会則が定められていること。
- (3) 自主・自立した団体運営及び活動を基本として、本会の事業に協力し、ともに区内の地域福祉活動の推進を図ることができること。
- (4) その他、本会会長(以下「会長」という。)が必要と認める事項を備えていること。

(団体登録の申込および決定)

第4条 前条による登録を希望する団体は、会長に次の書類を提出するものとする。

- (1) ふれあいサロン登録・更新申込書（第1号様式）
- (2) 会則
- (3) 氏名、住所、連絡先を記載した会員名簿

2 会長は、申込受理後1ヶ月以内に登録の可否を審査し、決定通知書（第2号様式）により登録の可否を通知する。

3 第2項による登録の期間は年度当初から3年間とする。ただし、年度の途中で登録を行った場合は、登録した日から最初の3月31日までを1年間として期間を算定する。

4 第2項に基づき登録した団体（以下「登録団体」という。）は、公的な制度の適用を受ける際に有利な取り扱いを受けることを保証するものではない。また、登録によって団体の活動内容を本会が対外的に保証するものではない。

(団体登録証の交付)

第5条 前条により登録が決定した団体に対して、ふれあいサロン活動団体登録証（以下「登録証」という。第4号様式）を交付する。

- 2 サロン活動の実施にあたっては登録証を携行し、必要に応じて提示するものとする。
- 3 登録証は、サロン活動以外で利用してはならない。また他の団体等に貸与または譲渡してはならない。

(登録の除外)

第6条 第3条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、登録対象としない。

- (1) 政治活動を主目的とした団体、若しくは特定の政党を支持またはこれに反対する活動を目的とした団体
- (2) 宗教のための活動を目的とした団体
- (3) 暴力行為を正当としている団体、又は、過去に暴力行為の事実のある団体
- (4) 営利団体又は営利活動を目的とした団体
- (5) その他、会長が登録除外と判断した団体

(団体登録の変更および更新など)

第7条 登録団体は、第4条第1項各号に基づく登録内容等に変更があったとき、または同条第3項に定める期間が満了し登録を更新するときは、次の各号に定める書類を会長に提出する。

- (1) ふれあいサロン登録・更新申込書（第1号様式）
 - (2) 第3条第2項第2号に基づき提出した会則から改正されている場合は、更新時点の会則
 - (3) 更新時点における団体の会員名簿
- 2 登録団体は活動を中止しようとするときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第8条 登録団体が次のいずれかに該当した場合、会長は当該団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 団体からの取り消しの申し出があった場合
- (2) 本要綱の要件に該当しなくなった場合
- (3) 虚偽または不正な手段を用いて登録申し込みをしたことが判明した場合
- (4) 第6条各号に定める活動を行ったことが判明した場合
- (5) この要綱に規定する事項を遵守しなかった場合
- (6) その他、公序良俗に反するなど、会長が取り消すことが妥当と判断した場合

(登録証の返還または再発行など)

第9条 登録団体は、第7条第1項による変更があったとき又は期間満了による更新のときは、速やかに登録証を返還し、新たな登録証の交付を受けなければならない。

- 2 登録証を紛失又は汚損した場合は、速やかに届け出るとともに再交付を申請しなければならない。
- 3 第7条第2項により活動を中止した場合及び前条の規定により、登録の取り消しを受けた場合は速やかに登録証を返還しなければならない。

(登録団体への支援・協力)

第10条 本会は登録団体に対し、次に定める各号の事項について支援・協力する。

- (1) 相談・助言
- (2) 情報提供
- (3) 広報活動
- (4) 会場、資機材の貸与
- (5) ふれあいサロン事業保険への加入
- (6) その他、会長が認めるもの

(区民館の利用)

第11条 登録団体は、サロン活動として、千代田区区民館条例（平成8年12月10日条例第23号）第2条および同別表に定める区民館を利用するにあたっては、千代田区（以下「区」という。）の区民集会室運営要綱（以下「区要綱」という。）に基づく登録をしなければならない。

- 2 区民館に登録した登録団体がサロン活動で区民館を利用する場合は、年間を通じたものとし、各区民館を所管する区の出張所の指定する期日までに必要書類及び年間予定を提出し、承認を得なければならない。また、承認を得た利用日に変更が生じたときは、当該利用日の前日までに、利用しようとする区民館を所管する区の出張所に届け出なければならない。
- 3 登録団体が団体内部の打ち合わせやサロン活動以外で区民館を利用する場合には、前項の規定は適用しない。
- 4 第1項から第3項に定める手続きは団体自らが直接行うものとする。

(区民館以外の公共施設利用)

第12条 前条に定めるほか、活動団体は、サロン活動として、公共の施設等を利用するにあたっては、各施設の定める規定に基づき、団体自らが直接手続きを行うものとする。

- 2 前項の規定による手続きにあたっては、必要に応じて登録証を提示するものとする。

(活動報告)

第13条 本要綱に基づく登録団体は、各年度の最終活動日後速やかに、当該期間中の全活動に係るふれあいサロン活動報告書（第3号様式）に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項のふれあいサロン活動報告書提出があったときは、当該報告書と当初の事業計画や実際の活動内容などについて審査をする。
- 3 会長は、前項の審査において報告内容が妥当性に欠けると認められた場合は、当該団体にふれあいサロン活動報告書を再提出させることができる。

(情報の公開)

第14条 本会は、登録団体について、団体の活動等を周知するため次の情報を公開することができる。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の代表者または連絡責任者の氏名、連絡先
- (3) 団体の活動内容
- (4) その他、本会が団体に許可を得た事項

(個人情報の取り扱い)

第15条 本会は、本要綱に基づく登録並びに協力にあたって取得した個人情報について、本会個人情

報保護規定に基づき、適正に管理するものとする。

(委任)

第16条 ここに定めるもののほか、本要綱の施行に必要な事項は、会長が、別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 令和元年8月1日改正
- 3 令和元年7月31日以前に、改正前の要綱に基づいて登録の承認を受けた団体等については、令和2年3月31日までは、改正前の規定を適用する。
- 4 令和3年2月1日改正